

第2回 三重県新しい公共支援事業運営委員会 概要

平成23年7月12日（火）

16:30～18:50

みえ県民交流センター交流スペース

出席者：（委員）岩崎委員長、守本副委員長、大山委員、水谷委員、佐々木委員、
筒井委員、古庄委員、和田委員
（参与）秋山専門委員会副委員長、信田「美し国おこし・三重」総括特命監
稲葉商工振興室主査
（事務局）古金谷総括室長、鳥井室長、古川副室長、川端主査

議事概要

1 三重県新しい公共支援事業 基本方針および事業計画について

(1) 基本方針（案）、事業計画（案）の修正点、全体像について資料3、4-1、4-2に基づき事務局より説明。

- 基本方針（案）に前回委員会で指摘のあった行政職員の意識改革に関する記述を追加したこと等。
- NPO法の改正、新寄付税制の成立を受けて、「新しいビジョン（仮称）策定」を加え、「企業とNPO等の連携・協働推進」、「新しい公共を推進する情報発信・人材育成」を削除。
- 「新しい公共を担うNPO法人の自立的活動に向けた取組」として、①NPO法人の実態調査等②NPO法人の条例指定制度に関する検討を追加。

(2) 基本方針（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

- 承認。

(3) 事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

① 新しい公共を支える資源循環の基盤づくり

- 第1回委員会での意見を反映した修正部分（下線）について事務局より説明。

② 新しい公共ビジョン（仮称）策定について

- 施策の内容について事務局より説明。
- 質疑等

- ・ 進め方等を含め賛成だが、できあがったビジョンを進めていく責任は最終的にどこにあるか等の扱いをきちんと整理する必要がある。
- ・ 県庁内においてもこのビジョンがオーソライズされる仕組みが大事である。
- ・ NPOに関わっている人は、10年以上前のパートナーシップ宣言当時とあまり変わっていないのではないか。人も循環することが望ましいことであり、そのようなことも含めてビジョンに反映されることが大事。

③ 新しい公共の場作りのためのモデル事業（NPO等と行政の協働事業）

- 施策の内容および進捗状況等（資料7）について事務局より説明。

○ 質疑等

- ・「委託」という手法は、「協働」と相容れない言葉ではないか。NPOが行政の下請けをするイメージに受け取られないか。

(事) 三重県は平成15年からおそらく全国でも初めて協働事業提案募集を行い、採択されたものを委託事業として実施して来たことから委託事業とした。これまでの制度は、いい提案があっても実質的に事業予算化できないことが課題であった。今回は、いい提案には複数年度予算がつくことから、この機会により循環になるよう取り組みたい。

- ・ 行政が自身の考えが狭いことに気づかず、NPOに干渉することで事業がおかしなものになることもある。NPOの自由度を尊重していただきたい。
- ・ 企画の段階から行政との協働で作り込むことが大事。NPOの側もしっかり責任を持ってやれるかどうかが問われるだろう。
- ・ NPOと市町との協働についてはどうなっているのか。事業提案は、県が関わることなく委託することができるのか。

(事) まず県が提案を受けとめ、そのうえで市町や企業にも入ってもらうしくみになっている。(事前に予算を市町に配分することも検討したが、予算規模が小さくなり事業効果が低くなると考え、採らなかった。)事前に県内10カ所で行った市町との意見交換会でもそのように説明して理解いただいている。

- ・ 委託事業として実施した後、そのNPOの事業として継続してやれるものとなるか。過去にNPOのアイデアでモデル事業として実施した事業が何年か後には入札になって企業が落札したという事例があると聞く。
- ・ 成果はNPOの所有ということにするなど契約で工夫することができる。
- ・ ビジネスの手法でやれるものは自立できる、つまり民が民を支えることができる、ということ。自立できないものを民と官の協働でやることに意義があるのではないか。
- ・ 自立してできるものを官がやっている場合もあるのではないか。そのようなものを仕分けることも大事。
- ・ 目の前の課題に対する提案もあるが、NPOは将来のニーズに応えようという提案もする。そのようなNPOの提案を理解しバックアップしたい。
- ・ 未熟なNPOの提案でも行政と課題を共有して、経済性だけでなく思いも含めて育てることができるようにしないと、無理に協働してもその時だけで終わってしまう。
- ・ 協働事業提案には、1000万円の枠と300万円の枠がある。300万円の枠は、NPOを育てるという考えを入れて設置した。

④ 新しい公共を担うNPO法人の自立的活動に向けた取組

○ 施策の内容について事務局より説明。

○ 質疑等

- ・ 寄付優遇できるNPO法人を個別指定する基準の案はあるか。

(事) 両極端を言うと、一方は国の認定基準どおり、もう一方は申請があればよしとするもので、後者の場合は、活動をPRして寄付を受けることができるきっかけをつくることになる。この両極端の幅の中のどこにするのがよいのかということになる。

- ・ 活動、運営内容等をしっかりと確認することが大事。
- 事業計画について承認
- ⑤ 各事業募集要項（案）について
 - 資料6に基づき事務局より説明。
 - 運営委員による選考部会を設置し、各事業の委託先の選考を行うことを承認。
 - 選考部会委員が構成員または利害関係のある団体から申請があった場合は、その申請団体の審査を行わないこととするについて承認。
 - 質疑等
 - ・ 「基盤づくり事業」は、NPOとの活動実績が審査基準として必要ではないか。
 - ・ 「ビジョン」については、10年先をどう想定するか提案者から確認したい。ただし、ノウハウになるので公開は難しいかもしれない。
 - ・ コンサルなどでもきれいにまとめることはできると思われるが、「新しい公共」をどれだけ深く理解しているか、加えて、とりまとめる力があるか、を審査しなければならない。

2 スケジュールについて

- 資料5に基づき事務局より説明。
 - ・ 限られた時間で多くのことに取り組まなければならない。体制は大丈夫か。やり方を工夫することも必要。

3 その他

選考部会の構成、各事業要綱案等についてメールで連絡しながら固めていくこととする。

以上